

19 浅草北部地域（台東区）

① 地域の現況

地域面積	人口	不燃領域率	延焼遮断帯形成率
約 208 ha (約 66 ha)	約 51,300 人	75.0%	88%

※上記表の人口、不燃領域率、延焼遮断帯形成率は前回計画（平成 28 年 3 月改定）の整備地域範囲に基づく。
地域面積の（）内は、整備地域から除外された地域（地区内残留地区と重複する地域、防災性が確保された町丁目）を除いた面積を示す。

② 地域の概要

住宅、店舗・作業場併用住宅、商店、宿泊施設等が混在する地域で、地域内部の道路等の都市基盤は比較的整備されていますが、延焼遮断帯が未形成の区間も残っています。

また、狭あい道路や狭小敷地が多く、老朽木造建築物が密集し建替えが進まないなど、防災上の課題を抱えています。

これまで整備地域となっていた地域の多くは、町丁目単位での見直しにより、防災性が確保された町丁目となりました。当該地域では幅員の広い道路沿いに複数の土地を利用した共同住宅への建替えが増えつつあります。

しかし、依然として狭あい道路や狭小敷地が多く、老朽木造建築物が密集している地区も残っていることから、引き続き防災性の向上を図る必要があります。

③ 整備方針

整備地域においては、不燃化建替え助成及び耐震化助成等の活用により、老朽木造建築物の建替え等を促進し、防災性の向上を図ります。

また、防災性が確保された町丁目においても、建物の建替えに併せた狭あい道路の拡幅整備を促進していくことで、防災生活道路網の整備及び建築物の不燃化を進めていきます。

□ 防火規制

整備地域全域を防火地域に指定しており、建物更新による不燃化の促進を図ります。

19. 浅草北部地域整備計画

整備手法	整備対象	No.	事業区分	事業主体等	路線名	代表的な丁目	地区面積 (ha) 又は 延長 (km)	R4 年度末	R7 年度末	R12 年度末
事業	延焼遮断帯・その他都市計画道路等									

注1：事業区分はP.7-291参照

注2：地区面積、延長は整備地域及び重点整備地域内の地区面積、延長の概数。ただし、*は事業中及び実施中の区間又は区域等の範囲とし、整備計画図には整備地域にかかる延焼遮断帯を除き、整備地域及び重点整備地域内のみ図示する。

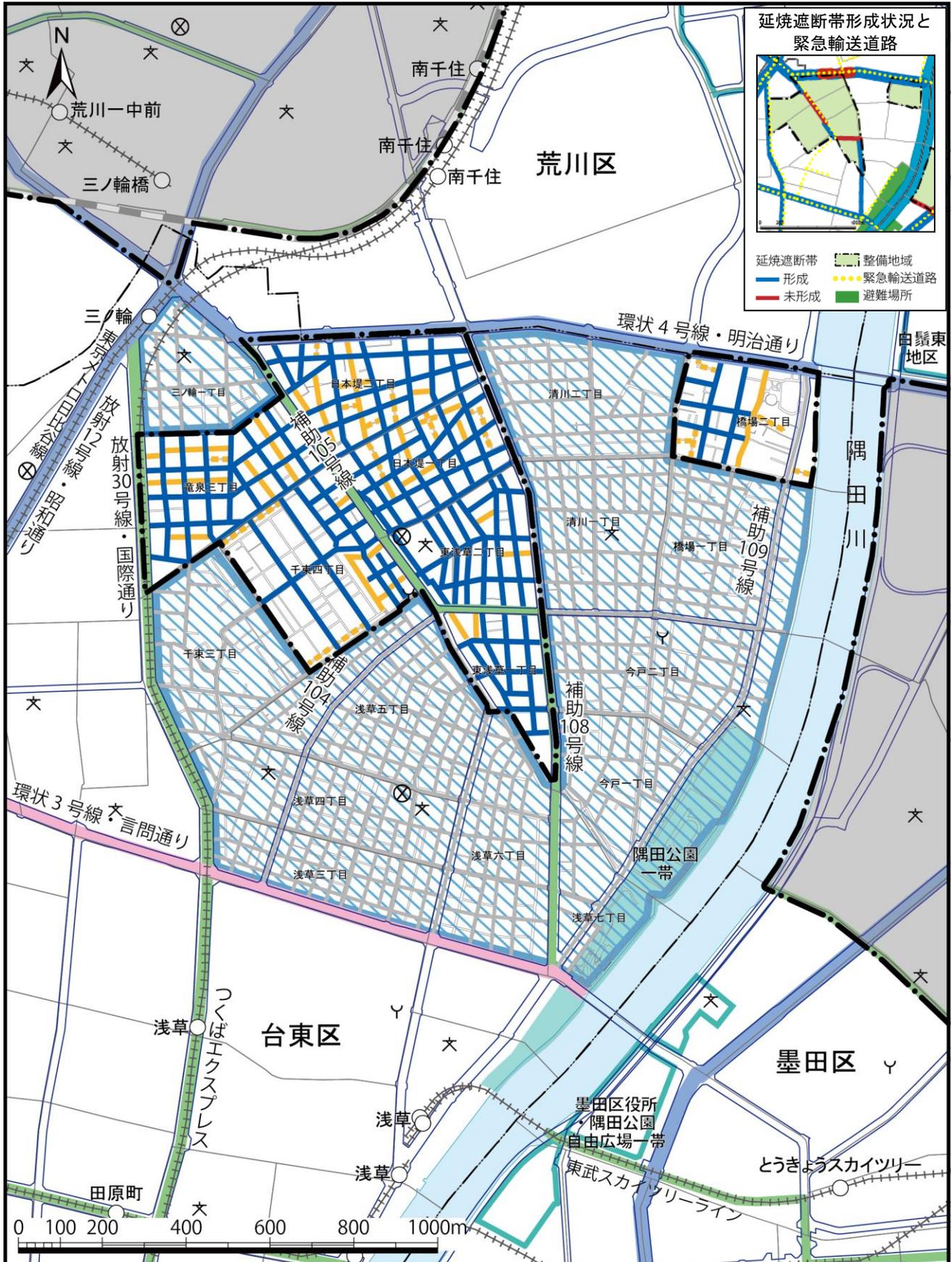
注3：街路、連続立体、緑道整備に限り延長で示す。

【防災生活道路は整備を進め、併せて沿道の建替えを促進する。】

【防災生活道路を主とした地区内の道路や、表中の事業を行っている路線において無電柱化事業を進めている場合、整備計画図（道路網）にその無電柱化の事業状況を図示する。】

凡 例		
 整備地域  整備地域から除外された地域 (防災性が確保された町丁目) - - - 区界 — 町丁目界  避難場所  整備地域外の避難場所 ⊗ 警察署 Y 消防署他 ㊦ 小中学校	【延焼遮断帯】  骨格防災軸  主要延焼遮断帯  一般延焼遮断帯  骨格防災軸(河川) 【基盤整備】  都市計画道路計画線	【防災生活道路】  幅員6m以上(整備済み)  幅員6m以上(未整備)  幅員4m以上6m未満(整備済み)  幅員4m以上6m未満(未整備) 【その他の道路】  現況幅員6m以上

19. 浅草北部地域整備計画図（道路網）



第7章
整備地域・重点整備地域の整備（19 浅草北部地域）

19. 浅草北部地域整備計画

整備手法	整備対象	No.	事業区分	事業主体等	事業地区名	代表的な丁目	地区面積 (ha) 又は 延長 (km)	R4 年度末	R7 年度末	R12 年度末
事業	市街地整備	—	狭あい	台東区	全域	—	—	事業中	—	—
規制・誘導										
耐震化		—	耐震診断 耐震改修	台東区	全域	—	—	実施中	実施中	完了

注1：事業区分はP.7-291参照

注2：地区面積、延長は整備地域及び重点整備地域内の地区面積、延長の概数。ただし、*は事業中及び実施中の区間又は区域等の範囲とし、整備計画図には整備地域及び重点整備地域内のみ図示する。

注3：耐震診断耐震改修は住宅の耐震化を対象とし、東京都耐震改修促進計画の目標である「R7年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」を完了として表記（区計画で異なる最終目標を掲げる場合等はこの限りではない。）。

凡 例

■ 整備地域

▨ 整備地域から除外された地域
(防災性が確保された町丁目)

--- 区界

— 町丁目界

■ 避難場所

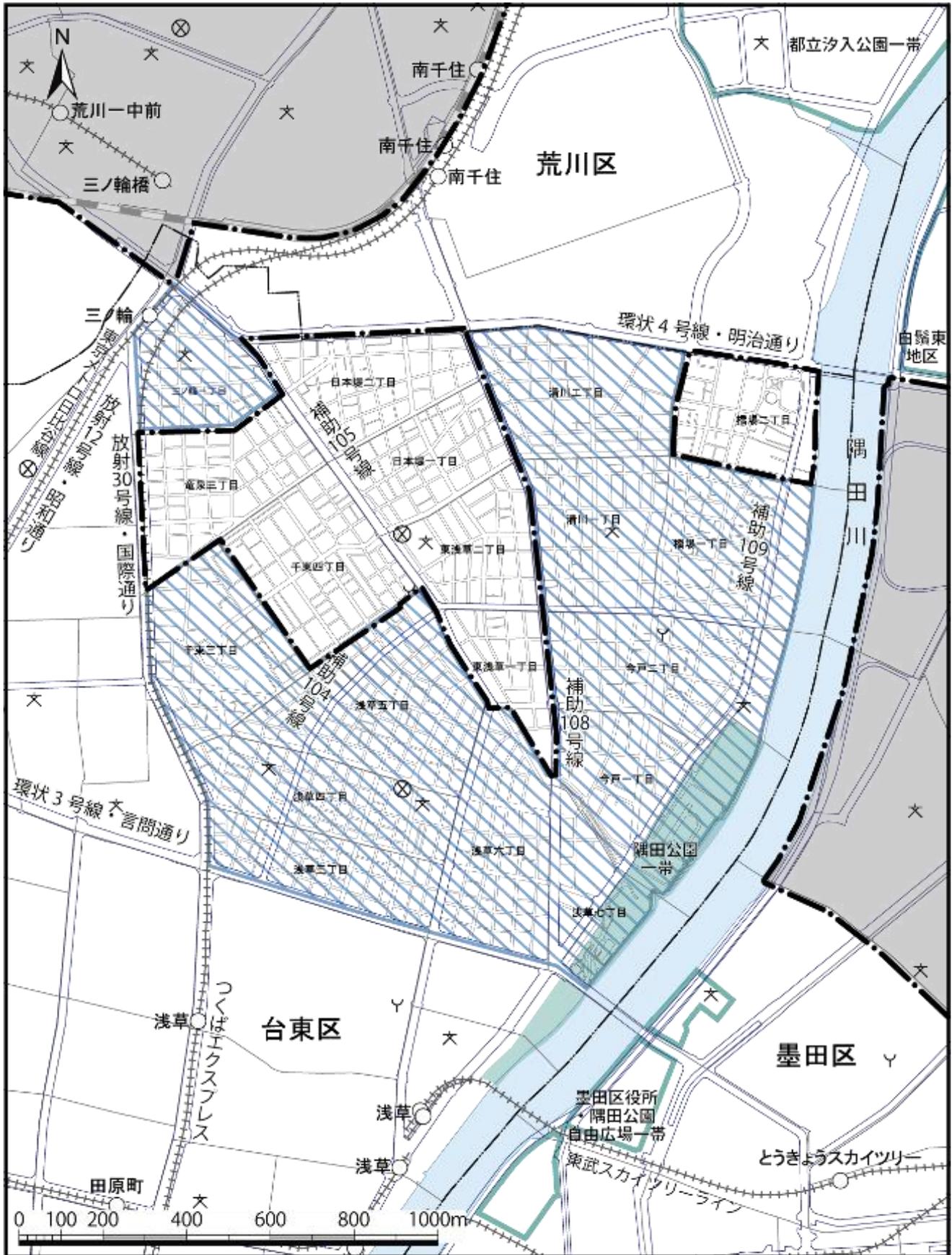
▨ 整備地域外の避難場所

⊗ 警察署

∩ 消防署他

⊕ 小中学校

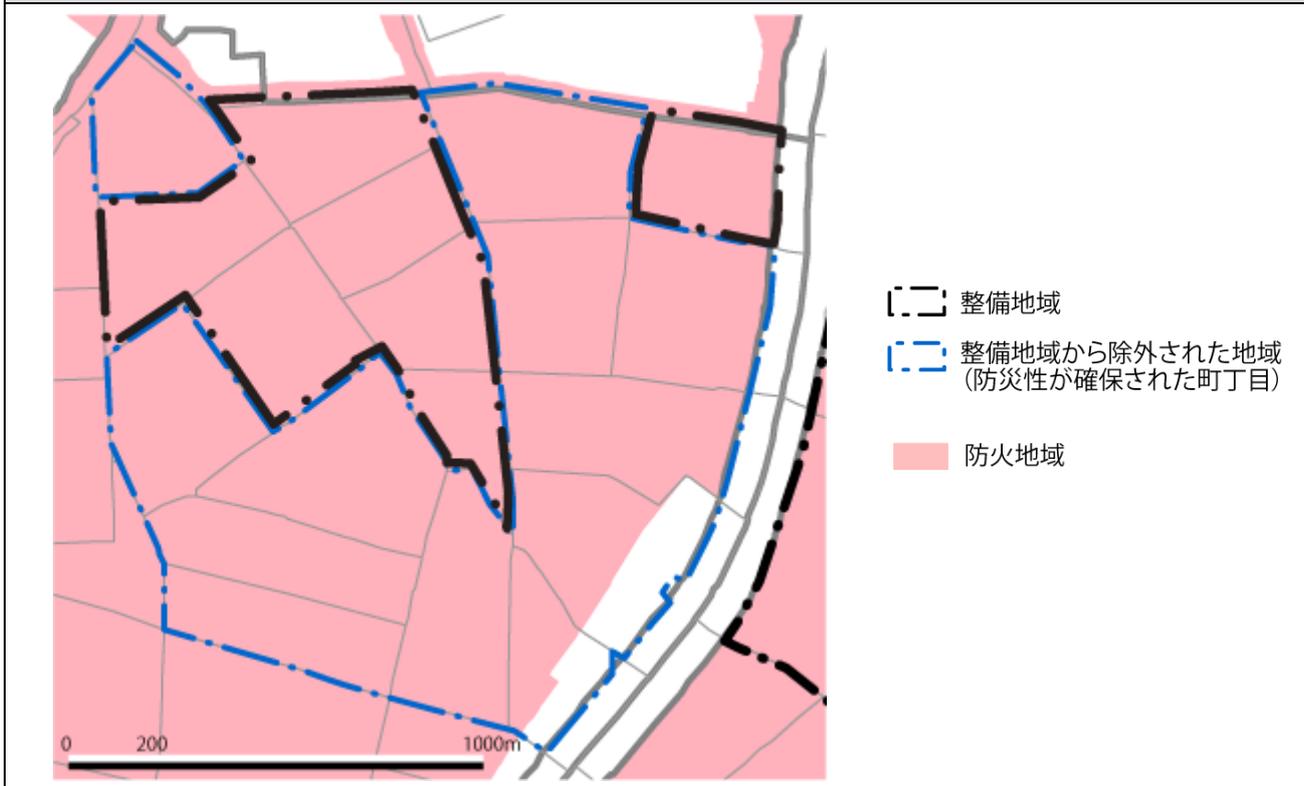
19. 浅草北部地域整備計画図（市街地の不燃化）



町名	台東区 浅草三～七丁目、今戸一～二丁目、清川一～二丁目、千束三～四丁目、日本堤一～二丁目、橋場一～二丁目 東浅草一～二丁目、三ノ輪一丁目、竜泉三丁目
----	---

第7章 整備地域・重点整備地域の整備（19 浅草北部地域）

防火地域と新たな防火規制区域



敷地面積の最低限度の指定状況

